

大津町災害時避難行動要支援者 支援計画

令和 6 年 5 月



大 津 町

目 次

第1章 大津町災害時避難行動要支援者支援計画について

- 1 災害時避難行動要支援者支援計画の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 計画の対象となる災害時避難行動要支援者

第2章 災害予防対策（平常時の対策）

- 1 災害時避難行動要支援者支援班・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (1) 災害時避難行動要支援者支援班の構成
 - (2) 業務
 - (3) 災害時避難行動要支援者支援のための関係機関との連携
- 2 避難行動要支援者名簿の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (1) 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及びその入手情報
 - (2) 避難行動要支援者名簿の更新
- 3 避難行動要支援者名簿の共有・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (1) 事前の避難行動要支援者名簿の共有
 - (2) あらかじめ避難支援等関係者に名簿情報を提供することに不同意であった方に対する支援体制
- 4 情報伝達体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (1) 地域福祉・防災の連携等

第3章 災害時避難行動要支援者避難支援計画（個別計画）

- 1 避難支援計画（個別計画）の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (1) 避難支援計画（個別計画）の策定方法
 - (2) 避難支援計画（個別計画）の共有
 - (3) 避難支援計画（個別計画）の更新
 - (4) 避難支援計画（個別計画）の管理

第4章 災害緊急対策

- 1 情報伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (1) 情報伝達
- 2 避難・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (1) 避難誘導
 - (2) 安否確認

第5章 避難所の整備

- 1 避難所の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - (1) 福祉避難所の設置
- 2 物資の備蓄・受入・保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (1) 物資の備蓄
 - (2) 物資の受入・保管
- 3 情報伝達手段の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 4 生活支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (1) 相談体制の整備
 - (2) 心身両面の健康管理
- 5 精神障がい者・難病患者・人工透析患者等への支援・・・・・・・・ 11

第6章 災害時避難行動要支援者自身の備え

- 1 隣近所や各種団体等との連携・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 2 必要な支援内容の伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 3 避難経路の確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 4 非常用持ち出し品などの準備・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 5 外出時の備え・家屋の安全対策・・・・・・・・・・・・ 12

第1章 大津町災害時避難行動要支援者支援計画について

1. 大津町災害時避難行動要支援者支援計画の趣旨

近年、日本では毎年どこかで大規模災害が発生し、尊い命や大切な財産が失われています。

2011年3月に発生した「東日本大震災」では、死者の総数は^(※)19,759人、行方不明者2,553人と戦後最悪の大災害となりました。

(※) 令和4年3月8日付け総務省消防庁災害対策本部発表「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）について（第162報）」より引用。

また、熊本県においても2012年7月の「九州北部豪雨災害」、2016年4月の「平成28年熊本地震」の発生により甚大な被害がもたらされ、特に「平成28年熊本地震」では、大津町においても、前震である14日に震度5弱、本震の16日には震度6強を観測するなど、これまでに経験したことがない揺れが町全体を襲いました。これまで家屋被害では全壊127件、大規模半壊232件、半壊1,205件、一部損壊3,914件（令和6年3月31日現在、罹災証明書発行件数）と、町全体の約4割近い世帯が被災し、発災直後は約13,000人の住民が避難をするという、未曾有の大災害を経験しました。本年1月1日には、石川県能登地方を震源とする能登半島地震が発生し、死者・行方不明者1,540人、住宅被害81,717棟（令和6年3月5現在）の被害が報告されています。

災害は、住民の生命・財産に大きな脅威を与えるばかりでなく、精神的苦痛を伴い、また復旧・復興に向けても大きな精神的・肉体的負担が強いられます。中でも高齢者や障がい者等の「避難行動要支援者」は、情報の入手や避難行動等が困難であり、東日本大震災においても被災地全体の死亡者数のうち約6割が65歳以上の高齢者、障がい者の死亡率も被災住民全体の死亡率の約2倍に上るなど、特に避難支援の必要性が求められています。

また、これまでの災害時の対応から、避難所での避難者の心身状況や受診、服薬等の情報が不足し受け入れ後の対応が困難であったことや、自ら避難所に行くことができない避難行動要支援者への対応、医療行為が必要な在宅要支援者への対応等、課題も多く残されました。

これらの教訓から、避難行動要支援者を大規模災害から守るため、平常時から避難行動要支援者に対する取り組みを進め、被害を最小限に食い止めることが極めて重要な責務となります。

この計画は、災害発生時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、本町における避難行動要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにしたものであり、避難行動要支援者の自助及び地域の近助・共助を基本とし、避難支援体制整備を図ることにより、地域の安心・安全対策を強化することを目的としています。

2. 計画の対象となる災害時避難行動要支援者

本計画で対象とする災害時避難行動要支援者とは、在宅の次の者とします。

(1) 高齢者

- ・ 75歳以上の一人暮らしの方
- ・ 75歳以上のみの世帯の方

(2) 介護保険の「要介護3以上」の認定を受けている方

(3) 身体障がい者・障がい児（身体障害者手帳1、2級所持の方）

(4) 知的障がい者・障がい児（療育手帳A所持の方）

(5) 精神障がい者・障がい児（精神障害者保健福祉手帳1、2級所持の方）

(6) 町の生活支援を受けている難病患者

(7) その他災害時の避難に支援が必要な方（妊産婦・病弱者・傷病者等）

(※病院、福祉施設等入所者については、対象者の支援体制が整っていると考えられるため、別途、把握します。)

第2章 災害予防対策（平常時の対策）

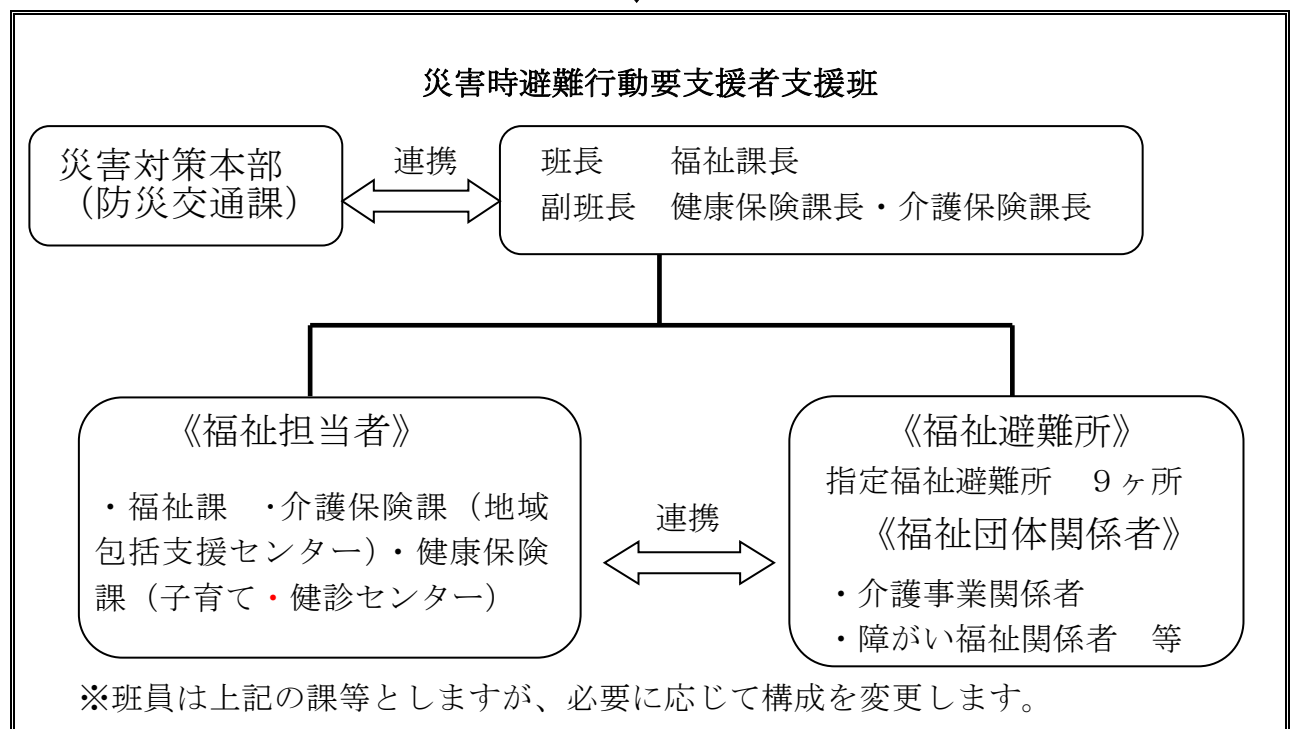
1. 災害時避難行動要支援者支援班

(1) 災害時避難行動要支援者支援班の構成

福祉関係部局を中心とした横断的な組織として「災害時避難行動要支援者支援班」を設置し、避難行動要支援者の支援を的確に実施します。

<災害時避難行動要支援者支援班のイメージ>

位置付け	平常時は福祉関係部局が中心となり、防災関係部局と連携した横断的なPT（プロジェクトチーム）として設置する。 なお、大規模災害時には、災害対策本部民生医療対策部の組織の一つとして組織される。
構成	班長（福祉課長）、副班長（健康保険課長・介護保険課長）、班員（各課課員等）で構成し、福祉避難所・福祉団体関係者等もこれに参加する。
業務	（平常時）避難行動要支援者情報の共有化、避難支援計画の策定、 （災害時）避難行動要支援者の避難等のための避難支援者への情報伝達・避難誘導・安否確認



(2) 業務

災害時の避難行動要支援者避難支援業務を、迅速かつ的確に実施できる行政組織体制づくりを行います。具体的には、福祉・防災関係部局を中心として、全庁横断的な組織を形成し、災害時避難行動要支援者の把握から情報の共有を推進して、災害時にこれらのネットワークが十分に機能する環境作りに努めます。

特に、災害時避難行動要支援者については、避難行動に時間を要したり特別な情報伝達手段等も必要であるため、平常時から情報伝達・避難支援の体制を整えておく必要があります。

(3) 災害時避難行動要支援者支援のための関係機関との連携

情報共有化のために大津町国民保護協議会、大津町防災会議及び大津町水防協議会との連携を図ります。

2. 避難行動要支援者名簿の作成

(1) 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

災害時に避難行動要支援者の避難支援等を的確に行うための基礎資料となる避難行動要支援者名簿は、対象者を十分に把握する必要があります。

このため、町関係部局で把握している高齢者や障がい者の情報をその種別ごとに集約・整理すると共に、難病患者等町で把握していない情報が必要な場合は、当該情報を把握している関係機関に対し、積極的に情報の提供を要請します。

(2) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、町は避難行動要支援者の把握に努め、最新に保つことが重要です。このため福祉関係部局では、介護保険認定時や障害者手帳の交付の事務等日常業務の中で避難行動要支援者名簿の更新も実施します。

3. 避難行動要支援者名簿の共有

(1) 事前の避難行動要支援者名簿の共有

福祉関係部局を中心に避難行動要支援者に関する多くの個人情報を保有していますが、通常、これらの情報は利用目的が限定されており、第三者に提供することも禁じられています。

一方、避難行動要支援者の安否確認や避難支援などを迅速に行うには、その対象者を事前に把握し、避難支援等関係者で情報を共有する必要があるため、東日本大震災では情報共有の重要性が改めて指摘されることとなりました。

このような状況を受け、災害対策基本法第49条の11第2項において、避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者にあらかじめ提供することとされています。（本人の同意を得られない場合は、この限りではない）

本町においては、避難行動要支援者支援の取組を実施する意思を有した避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿を共有することとします。

これに当たっては、秘密保持義務に関する十分な説明を行い、適切な対応を求めたうえで、当該避難支援等関係者が担当する地域の避難行動要支援者の情報に限ることが、法令順守のみならず、避難行動要支援者本人の協力を得るうえで重要であることの認識に立ち、情報の共有を図ります。

(2) あらかじめ避難支援等関係者に名簿情報を提供することに不同意であった方に対する支援体制

避難行動要支援者本人が、どうしても名簿情報の提供を望まない場合は、避難支援等関係者と共有する名簿とは別に情報提供を望まない方の名簿を作成し、平常時は福祉関係部局で保管・更新します。

現に災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合においては、当該避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、災害対策基本法第49条の11第3項に基づき、本人同意を得ることは要せず、避難支援等関係者に名簿提供が可能なため、

名簿情報の漏洩防止に必要な措置を講じたいうで、安否確認や避難支援を要請する等の対応策を行います。

4. 情報伝達体制の整備

(1) 地域福祉・防災の連携等

①区、消防団及び自主防災組織等との連携による情報伝達経路の整備

- ・町（災害時避難行動要支援者支援班）は、区、消防団及び自主防災組織等、従来から地域防災の中心となっている団体等への情報伝達責任者（班）を明確にし、避難行動要支援者への情報伝達経路を整備します。また、区、消防団及び自主防災組織等は、一部の構成員に過度な負担をかけないように配慮することとします。

②福祉関係者との連携

- ・町（災害時避難行動要支援者支援班）は、平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業関係者、障がい者団体等の福祉関係者との連携を深め、災害時には、これら機関と協力して情報伝達を行います。
- ・民生委員・児童委員、介護事業及び障がい福祉団体等の関係者は、ケアプランの策定時を含め、平常時の福祉サービス活動や避難支援計画の策定作業を通じて、避難行動要支援者や避難支援者への情報伝達方法についてきめ細かく把握することとします。

第3章 災害時避難行動要支援者避難支援計画（個別計画）

1. 避難支援計画（個別計画）の策定

(1) 避難支援計画（個別計画）の策定方法

町（災害時避難行動要支援者支援班）は、支援の対象となる避難行動要支援者を把握するとともに避難行動要支援者一人ひとりの避難支援計画を策定する必要があります。その際、避難支援対象者本人やその家族の意見を聞きながら、避難行動要支援者一人ひとりに複数名の支援者を当該避難行動要支援者の付近の住民から選任するよう努めます。

近隣住民から支援者を確保することが困難な方においては、消防団や「元気な高齢者」などにも範囲を拡大したり、中高生・近隣地域間での協力や、最低限の安否確認を組織的に行う体制を整えるなど、柔軟に対応を図ります。

(2) 避難支援計画（個別計画）の共有

①災害時避難行動要支援者が同意した範囲の整理

- ・町内の避難行動要支援者の人数と避難支援計画（個別計画）を取りまとめた避難行動要支援者名簿及び台帳を作成します。

②災害時避難行動要支援者台帳の作成目的

- ・災害が発生したとき、災害時避難行動要支援者の避難行動をはじめ、安否確認、避難所における生活行動等に対する支援を円滑に行うために、災害時避難行動要支援者の障がいの内容・程度、介護の状況等、災害時避難行動要支援者を支援するために必要な情報を搭載した災害時避難行動要支援者台帳を整備します。

③避難場所の確認

- ・町は、避難予定場所を確保し、避難場所の周知に努めます。

④救急医療情報キットの活用

- ・町は、避難支援計画（個別計画）を提出した個人に救急医療情報キットを配布し、常に身近な場所に保管するよう指導するとともに、災害が発生した場合、キットを携帯するよう指導します。

(3) 避難支援計画（個別計画）の更新

避難支援計画（個別計画）の内容に変更があった場合は、本人等の申請に基づき変更をし、名簿及び台帳を更新します。

(4) 避難支援計画（個別計画）の管理

個別計画の内容は、詳細な個人情報を含むものであることから、町が指定したもの以外が閲覧することのないよう、平常時に閲覧できるものを指定するとともに、災害発生時の閲覧に支障をきたさないようにします。

電子データで保管する場合は、パスワードで管理し、紙媒体で保管する場合には、施錠付の保管庫に保管する等、情報管理に特段の配慮をします。

第4章 災害緊急対策

1. 情報伝達

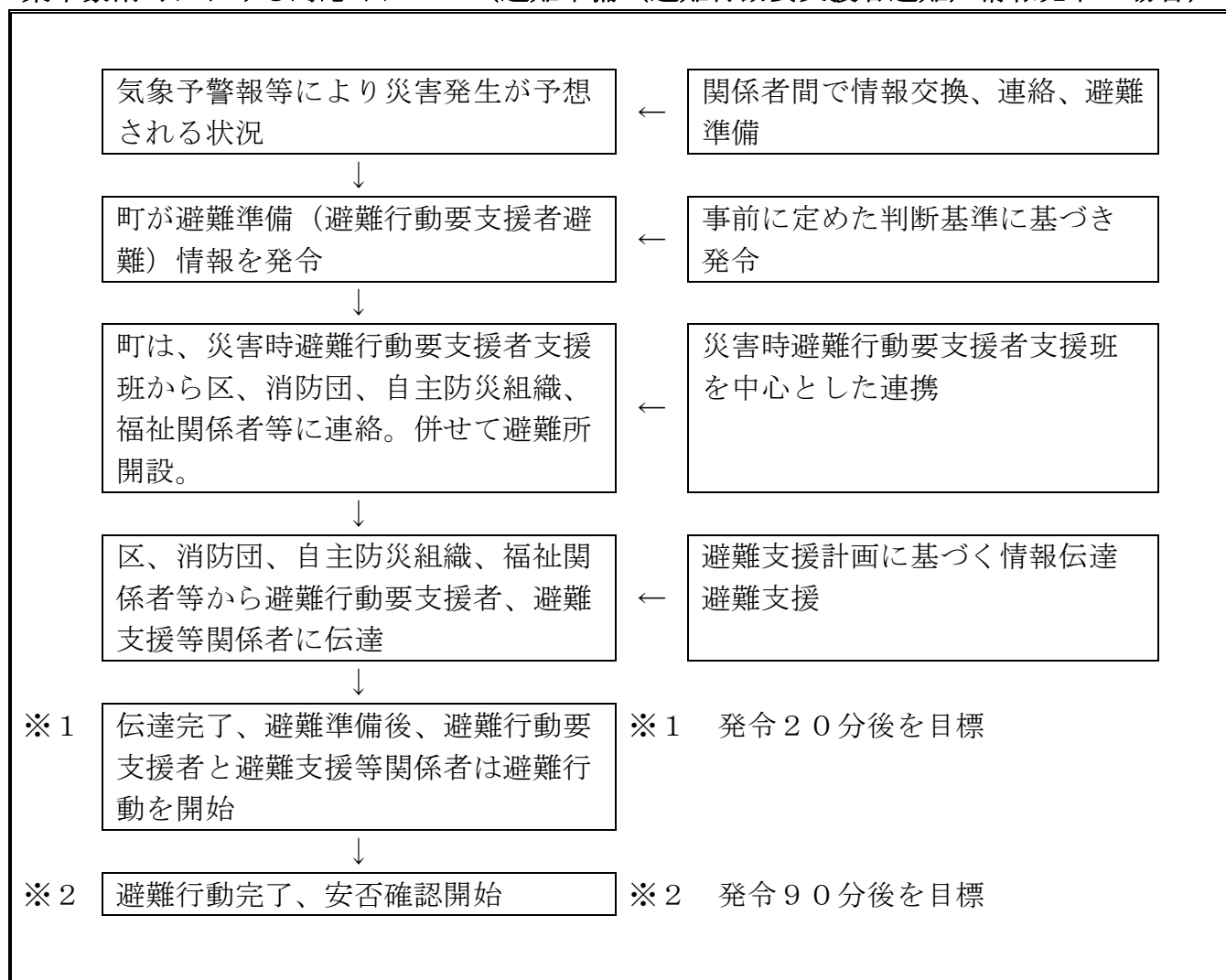
(1) 情報伝達

町は町地域防災計画に基づき、気象予警報等により災害発生が予想される状況において、予め定めた判断基準に基づき、避難準備（避難行動要支援者避難）情報を発令します。

この際、電話回線の混雑や停電等による通信手段の途絶えなどに備え、人的手段を併用することが有効となります。このため、自主防災組織や避難行動要支援者等の地域における支援体制を活用して、災害時避難行動要支援者の避難等が容易に行えるよう、災害の状況や住民の執るべき措置について情報伝達を行うとともに、避難行動を支援します。

<参考>

集中豪雨時における対応イメージ（避難準備（避難行動要支援者避難）情報発令の場合）



2. 避難

(1) 避難誘導

避難誘導に際しては、避難行動要支援者の障がいの部位や程度などに応じた救出・救護活動を実施する必要があります。そのために避難行動要支援者と避難支援等関係者が詳細な協議を行う必要があります。

また、それと併せて平常時に訓練を実施することが望ましいと考えられます。

(2) 安否確認

町は、避難行動要支援者の避難状況を把握するとともに、併せて安否確認を行うこととします。このため、避難所に避難してきた災害時避難行動要支援者を把握するとともに「避難支援等関係者」「一緒に避難してきた地域住民等」から、災害時避難行動要支援者の避難の状況や家屋倒壊等により救助が不可能な災害時避難行動要支援者が取り残されていないか等の情報を収集します。

また、被災により保護者が監護等できなくなった乳幼児等の状況把握に努め、親族による受け入れや児童養護施設等への受け入れなど必要に応じて対応する必要があります。

第5章 避難所の整備

1. 避難所の整備

町は、既存の避難所については、必要に応じて可能な限り、建物の耐震化やスロープを設置する等のバリアフリー化あるいは停電等の事態に備えた熱源の多元化に努めます。

また、災害時の避難場所における介護・ケアなどの支援活動を充実させるため広域的な派遣体制づくりも含めた人員確保や、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者の特性に応じた専用の避難所（福祉避難所）を設置する必要があります。そこで町内の福祉施設等の8施設から協力を得て、「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結し、町の施設を含め合計9箇所を指定しています。

(1) 福祉避難所の設置

阪神・淡路大震災では30万人、新潟県中越地震では10万人、東日本大震災では40万人、そして平成28年熊本地震においても約18万人（うち大津町においては約1万3千人）の避難者が発生しており、「目の不自由な方が避難所の中の自分のスペースにたどり着くだけで非常な困難を要した」事例や「車の中やビニールハウスの中で寝泊りすることにより、過度のストレスが生じた」事例、あるいは「寝たきりの高齢者を避難所へ連れて行くことができず、避難そのものができなかった」等の事例が報告されています。

このような状況を避けるため、避難者の状況に応じた福祉避難所を一般の方々のものとは別に避難者の状況に応じ、福祉避難所の開設を行います。

福祉避難所指定先一覧

	施設名	住所	電話番号
1	大津町老人福祉センター	大津町大字室151-1	293-2027
2	障がい者支援施設 三気の里	大津町大字森54-2	293-8100
3	障がい者支援施設 つくしの里	大津町大字平川400	293-1550
4	介護老人保健施設 おおつかの郷	大津町大字陣内1165	294-1500
5	養護老人ホーム 光進園	大津町大字室1707	293-2311
6	介護老人福祉施設 つつじ山荘	大津町大字大津2061	293-4014
7	小規模多機能型居宅介護 おおづセンターホーム	大津町大字大津1187-1	294-0002
8	大津町若草児童学園	大津町大字大津214-1	293-2467
9	熊本県立大津支援学校	大津町大字室1381	293-0486

(注1) 福祉避難所の開設にあたっては、受入体制の確保等を確認のうえ、適宜開設を行います。なお、指定先の被災程度によっては受入が困難な可能性もあるため、受入体制を確保し

たうえで指定先以外の施設等での開設も適宜開設を行います。また、今後災害時避難行動要支援者の避難受入拡充のため、福祉避難所の増設等の検討を図っていきます。

(注2) 福祉避難所への避難にあたっては、避難行動要支援者のうち、より専門性のケアが必要な要配慮者で、一般避難所での避難生活が困難な方を優先します。

2. 物資の備蓄・受入・保管

(1) 物資の備蓄

物資の備蓄については、食糧、飲料水、日常生活用品などの他、介護用品、医薬品等の準備を行うとともに、高齢者用のお粥や乳児用の粉ミルク等、災害時避難行動要支援者に配慮した備蓄を心掛けます。

なお、大規模災害時に大量の避難者が発生した場合、食糧と並んで問題となるのが、し尿処理への対応です。この問題への対応が遅れた場合、避難者がトイレ等の使用を避けるために水分補給を控え、脳梗塞を発症する等の事例が報告されています。このため、仮設トイレや簡易トイレ処理剤の準備が重要です。

また、福祉避難所指定先についても、事前に必要な物資の備蓄についても要請します。

(2) 物資の受入・保管

物資については、大規模災害発生に際し、備蓄のほかに全国から大量の救援物資が届けられることから、社会福祉協議会やボランティアとも連携し、仕分けの段取りや受入場所の確保、避難場所への配送方法等について協議し、受入体制を構築しておく必要があります。特に受け入れに際しては、食糧品、医薬品、ストマ用装具その他衣類等、避難所からの要請に対応できるようにします。

3. 情報伝達手段の確保

避難所においては、避難行動要支援者に円滑に情報伝達ができるよう障がい等の状況に応じて文字放送用テレビやファクシミリ等を設置するほか、必要に応じて手話通訳者や外国人向けの通訳等を派遣する準備が必要です。

また、避難所はアクセス道路の状況等により孤立化する危険をはらんでいることから衛星携帯電話など、外部との通信手段の確保に留意する必要があります。

なお、避難者の中に人工透析患者の方がいる場合には、医療機関等との情報通信手段を考慮しておく必要があります。

4. 生活支援

(1) 相談体制の整備

町は、避難行動要支援者の状況とニーズを把握するため、相談体制を整備し、関係機関と連携して必要なサービスの提供に努めます。

①相談窓口の設置

・町は避難所等に相談窓口を設置し、大津町地域包括支援センター等を活用し、電話、ファクシミリ、インターネット端末等、専用のツールを配備する等して避難者の各種相談に応じる体制を整えます。

また、対応窓口には、必要に応じて医師、保健師、看護師、栄養士、要約筆記者、点訳ボランティア、音訳ボランティア等の配置について配慮します。

②巡回相談の実施

・相談窓口に来ない人や来られない人に対しては、避難所や自宅等を巡回して声を掛け、

各種相談に応じます。

(2) 心身両面の健康管理

①医療班による巡回

・医師、保健師、看護師、栄養士等が避難所や自宅等を適宜巡回し、健康状態の確認や各種相談に応じることも必要な医療ケアを行うなど、障がいの重度化や合併症の予防に努めます。

②こころのケア

・大規模災害発生後は、大きなショックや強い不安感を感じたり、長引く避難所生活のなかでストレスが蓄積するなど、精神的に大きな負担が強いられます。これに対応するため、精神科医や臨床心理士、保健師等の協力を得て「こころのケア」を行う必要があります。また、避難所の中で、避難行動要支援者への理解を深め、避難行動要支援者の精神的な不安を解消するよう努める必要があります。

5. 精神障がい者・難病患者・人工透析患者等への支援

避難所においては、平常時の環境が大きく変化するため、そのことに基づくストレスや電力、薬品の不足等により生命の危機にさらされる避難者（精神障がい者・難病患者・人工透析患者等）も発生します。

そのため、避難者個々の状況を把握し、適切な対処を行うとともに、必要に応じて医療機関への搬送等の措置を講じる必要があります。

第6章 災害時避難行動要支援者の備え

災害発生時には、災害時避難行動要支援者自身も「避難支援者による救出を待つ」だけではなく、基本的に「自らの身は自らで守る」という心構えが必要です。

その為には平常時から周囲と強調し、災害発生時の準備を行う必要があります。

1. 隣近所や各種団体等との連携

(1) 最寄りの民生委員・児童委員、自主防災組織のリーダーが誰であることを把握し、連絡方法を準備する必要があります。

(2) 地域の各種団体とは日ごろから積極的に交流し、災害発生時の協力が得られやすい環境を作る必要があります。

2. 必要な支援内容の伝達

災害発生時には、自分がどのような支援を必要としているかを的確に伝え、理解してもらう必要があるため、それらの情報をあらかじめ記述しておき、救助が必要なときにはいつでも渡せるようにしておきます。

例として、常に薬を服用しておく必要がある方の場合、薬の名称や処方箋などを記したメモ（救急医療情報キット等）を身につけておく等の方法があります。

3. 避難経路の確認

自宅から避難所等までの経路をチェックし、避難支援等関係者とともに実際に歩いてみて、

注意すべき場所や目印となるものを確認し、障害物等改善が必要なものがあれば、町や施設管理者などに連絡することが大切です。

また、季節や時間帯ごとの災害発生を想定したチェックを行い、問題点を抽出して対策を立てておく必要があります。

4. 非常用持ち出し品などの準備

日ごろから、避難する際に備え非常用持ち出し品として最低3日分程度の食糧や飲料水のほか、必要な介護用品、粉ミルク、医薬品等をリュック等に用意しておき、いつでも持ち出せる準備をしておきます。

また、たとえば、声を出しにくい障がい者の方の場合、緊急ホイッスル等を携帯しておくと、倒壊家屋に閉じ込められた場合などに、自分の居場所を伝えることができます。

【非常用持ち出し品の例】

緊急医療情報キット、飲料水、食糧（乾パン等）、薬品、雨具、衣類（下着等）、毛布、貴重品（現金等）、ラジオ、携帯用ブザーや笛、等

5. 外出時の備え・家屋の安全対策

災害発生時には周囲の環境が普段と異なるため、より一層周囲の援助が必要となります。

災害時、周囲の人に速やかに協力を依頼できるよう日ごろから準備をしておくことが大切です。また、普段から家屋の耐震改修、家具の転倒防止措置や割れたときの飛散防止のため窓ガラスの内側にフィルムを張っておくなどの措置を講じておく必要があります。